

知っておきたい 外国人雇用の今

外国人雇用に関する、さまざまな情報をお伝えします

第1回ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験

合格者を支える企業の思いとは？

第1回「特定技能1号評価試験」合格者のズオンさん、タオさん（中央）と、外国人社員の皆さん（右は志葉木さん）。ベトナム人の特長を聞くと、全員が「心が温かく、やさしく、仕事を頑張るところ」と答えてくれた



違う現場で頑張る外国人材の皆さんが定期的に集まり、クリスマス会やお花見などを楽しんでいる

作業試験にむけ、社内でも本番さながらの緊張感をもって訓練に臨んだ



国内試験では、204人が合格した第1回ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験。千代田ビル管財株式会社（東京都中央区）では、アルバイトのチャンティズオンさん、チャンティタオさんを含む9人の合格者を輩出した。「受験者には空き時間に本社に通ってもらい、日常清掃では経験がないガラス面の定期洗浄の課題を中心に特訓しました」と話すのは、営業支援室室長の志葉木敏一さんだ。試験会場で緊張させたくないとの思いから、使用する資機材は試験と同型のもを購入し、

社内のトレーニング室内に本番と同じ環境を整えた。「なにしろ特定技能試験の第一回目ですから、支援する我々も慣れなわけです。実技の内容を事前にDVDで確認して、まずはベトナム籍の外国人社員に覚えてもらい、その皆さんを通して技術指導してもらいました」（志葉木さん）外国人アルバイトは現在100人ほど雇用しており、その中から優秀な5人を社員として採用している。外国人社員は、特定技能の採用を目指すうえで、欠かせない存在だと志葉木さんは語る。「受験

案内には「運動靴でお越しく下さい」といった外国人には馴染みがない言葉もあります。どんな靴か。その意味を咀嚼して、外国人社員から受験者に説明してもらおうなど、手助けしてもらっています」（志葉木さん）。
同社では、コスト面の問題からビザ申請も自社で行っており、外国人社員は必要書類を作成する際にもひと役かかっていると語る。例えば、特定技能では「公的年金保険料の納付要件」が定められているが、「外国人に年金とは何かを理解してもらうのが難しい」と志葉木さん。出入国管理局にも自ら赴き、不明なことは直接問い合わせ、一つ一つ進めている段階だ。
今後特定技能在留資格者を増やしていくという同社。一期生となるズオンさん、タオさんは、清掃業務は「仕事が年中あり、シフトが調整しやすいのが魅力。職場の支援体制もよくて、長く働けるのがうれしい」と口を揃える。志葉木さんは「合格者には一層技術を磨いてもらい、お客さまに『さすが！』と言われる存在に育てたい」と期待を込める。

特定技能評価試験のご案内

次回のビルクリーニング分野特定技能1号評価試験、国内試験、国外試験は次の通り行います。

本試験は日本のビルメンテナンス企業に就職し、在留資格「特定技能1号」として、ビルクリーニング分野で働きたい外国人に対し、評価を行う技能試験です。

日本語試験は、国際交流基金日本語基礎テスト、または日本語能力試験を受験する必要があります。なお、ビルクリーニング技能実習2号修了者は、本試験と日本語試験のどちらか受ける必要はありません。

○試験日程

国内試験は2020年4～5月に、フィリピン試験は2月28日～3月1日に行います。詳しい日程、会場、定員は下記WEBからご確認ください。

<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>